

## 株主の皆様へ

大阪市中央区備後町二丁目2番1号

株式会社リソナホールディングス

取締役兼代表執行役会長 細谷英二

## 第5期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととよろこび申しあげます。

さて、本日開催の当社第5期定時株主総会および普通株式にかかる種類株主総会におきまして、下記のとおりご報告し、決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

### 【定時株主総会】

- 報告事項**
1. 第5期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表、損益計算書ならびに利益処分の内容および理由等報告の件
  2. 第5期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  3. 会計監査人1名退任の件

本件は、上記の内容をご報告いたしました。

### 決議事項

#### 第1号議案 自己株式（優先株式）取得の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

その要点は、次のとおりであります。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律に基づく優先株式の買入等を行うため、会社法第156条第1項および第160条第1項の規定に基づき、自己株式を取得する枠を、次のとおり設定し、自己株式の取得に関する会社法第158条第1項の規定による株主に対する通知を株主「株式会社整理回収機構」に対し行うこととするものです。

株式を取得することができる期間は、本株主総会終結の時から1年の期間内とします。

取得する株式の種類	取得する株式の数	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額
乙種第一回優先株式	上限 680,000株	金銭	上限2,500億円
丙種第一回優先株式	上限 120,000株	金銭	上限2,500億円
戊種第一回優先株式	上限 240,000株	金銭	上限2,500億円
己種第一回優先株式	上限 80,000株	金銭	上限2,500億円
—	合算上限1,120,000株	—	合算上限2,500億円

## 第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の理由は、次のとおりあります。

(1) 会社法（平成17年法律第86号）、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）、会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）および会社計算規則（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次の理由により変更を行いました。

①優先株主の配当に対する権利、議決権および転換請求権を実質的に維持するため、所要の変更を行いました（変更後第10条、第14条、第16条、附則第1～8条）。

②特定の株主からの自己株式の取得に際し、他の株主が自己を売主として追加することを請求する権利に関する定款の定めを置くことが認められたことに伴い、優先株式について規定を新設いたしました（変更後第13条）。

③株主総会参考書類等における記載事項の一部につき、インターネットで開示することにより記載の省略を可能にするため、規定を新設いたしました（変更後第20条）。

④種類株主総会における決議要件を株主総会と同様とするため、規定を準用いたしました（変更後第24条）

⑤会社法第370条の規定に従い、必要に応じ書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことを可能とするため、規定を新設いたしました（変更後第32条）。

⑥剰余金の配当等を決定する機関について、取締役会により、株主総会によらないことを規定いたしました（変更後第43条）。

⑦上記のほか、定款全般にわたって、必要な規定の加除、修正等、所要の変更を行いました。

(2) 財務基盤の強化ならびに公的資金返済に向けた適切な資本政策の運営

を実現するため、新規優先株式についての記載を追加いたしました（変更後第5条、第10条、第12条、第14条、第15条、第16条、第16条の2、第17条、第17条の2、第17条の3、第24条、附則第9条～第10条）。

(3) 甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載を削除いたしました（変更後第5条、第10条、第12条、第17条、現行定款附則第1条、第3条）。

定款変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変更前	変更後	変更の理由
第1章 総 則	第1章 総 則	
( <u>公告の方法</u> ) 第4条 (条文省略)	( <u>公告方法</u> ) 第4条 (現行どおり)  (削除)	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
第2章 株 式	第2章 株 式	
( <u>発行する株式の総数</u> )  第5条 当会社の発行する株式の総数は、 <u>82,443,924</u> 株とし、 <u>その内訳</u> は、次のとおりとする。 <u>ただし、普通株式につき消却があつた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u>  普通株式 73,000,000株 甲種優先株式 5,970株 乙種優先株式 680,000株 丙種優先株式 120,000株 丁種優先株式 <u>146</u> 株 戊種優先株式 240,000株 己種優先株式 80,000株 第1種優先株式 2,750,000株	( <u>発行可能株式総数および発行可能種類株式総数</u> )  第5条 当会社が発行することのできる株式の総数は、 <u>83,037,928</u> 株とし、 <u>当会社が発行することのできる各種の株式の総数</u> は、次のとおりとする。  普通株式 73,000,000株 乙種優先株式 680,000株 丙種優先株式 120,000株 丁種優先株式 <u>120</u> 株 戊種優先株式 240,000株 己種優先株式 80,000株 第1種優先株式 2,750,000株	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするとともに、同法において株式の消却等が行われた場合に発行可能(種類)株式総数に当然に影響を与えないこととされたことに伴い、規定を変更するものであります。  あわせて、甲種、丁種優先株式の転換に伴い、発行可能(種類)株式総数を変更し、かつ新規優先株式（第4種ないし第9種）についての発行可能(種類)株式総数に関する定め

変更前	変更後	変更の理由
第2種優先株式 2,817,808株 第3種優先株式 2,750,000株	第2種優先株式 2,817,808株 第3種優先株式 2,750,000株 第4種優先株式 100,000株 第5種優先株式 100,000株 第6種優先株式 100,000株 第7種優先株式 100,000株 第8種優先株式 100,000株 第9種優先株式 100,000株	を追加するものであります。
(自己株式の取得) <u>第5条の2 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	(削除)	定款(変更案)第43条において、自己株式の取得を取締役会で決定することとしたことに伴い、規定を整理するものであります。
(新設)	(株券の発行) <u>第5条の2 当会社は、株式に係る株券を発行する。</u>	「会社法」の施行に伴い、当会社が株券発行会社であることを明記するものであります。
(端株の買増し) <u>第6条の2 当会社の端株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すべき旨を請求することができる。</u>	(端株の買増し) <u>第6条の2 当会社の端株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する端株と併せて1株となるべき端株を売り渡すことを請求することができる。</u>	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(名義書換代理人) <u>第7条 当会社は、株式および端株につき名義書換代理人を置く。</u> ② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u> ③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、端株原簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当</u>	(株主名簿管理人) <u>第7条 当会社は、株主名簿管理人を置く。</u> ② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。</u> ③ <u>当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿は、株主名簿管理人が作成してその事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿、端株原簿および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株</u>	「会社法」において、名義書換代理人の制度に代えて新たに株主名簿管理人の制度が設けられたことから、規定を変更するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
会社においてはこれを取扱わない。	式および端株に関する事務は、 <u>株主名簿</u> 管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。	
(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類、 <u>株式の名義書換</u> 、端株原簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	(株式取扱規則) 第8条 当会社の株券の種類、 <u>株主名簿</u> 、 <u>新株予約権原簿</u> 、端株原簿および株券喪失登録簿の記載または記録、端株の買取りおよび買増し、その他株式および端株に関する取扱いおよびその手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  ② 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして、一定日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主もしくは <u>登録質権者</u> または端株原簿に記載もしくは記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主もしくは質権者または端株主とする。	(基準日) 第9条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、 <u>その事業年度</u> に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。  ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告をして、一定日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主もしくは <u>登録株式質権者</u> または端株原簿に記載もしくは記録された端株主をもって、その権利を行使することができる株主もしくは質権者または端株主とする。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
第3章 優先株式  (優先配当金) 第10条 当会社は、 <u>第40条</u> に定める利益配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の <u>登録質権者</u> （以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の <u>登録質権者</u> （以下普通登録質権者という）および普通株式の端株主に先立ち、それ	第3章 優先株式  (優先配当金) 第10条 当会社は、 <u>第44条</u> に定める剩余金の配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下優先株主という）または優先株式の <u>登録株式質権者</u> （以下優先登録質権者という）に対し、普通株式を有する株主（以下普通株主という）または普通株式の <u>登録株式質権者</u> （以下普通登録質権者という）および普通株式の端株主に先立ち、それ	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするとともに、優先株主の配当に対する権利を実質的に維持するため、所要の変更をするものであります。 あわせて、甲種優先株式の全株転換完了に伴

変更前	変更後	変更の理由
<p>ぞれ次に定める額の<u>利益配当金</u>（以下優先配当金という）を支払う。ただし、<u>当該営業年度において第11条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</u></p> <p><u>甲種優先株式 1株につき 附則第1条により算出した額</u></p> <p>乙種優先株式 1株につき 6,360円 丙種優先株式 1株につき 6,800円 丁種優先株式 1株につき 10,000円 戊種優先株式 1株につき 14,380円 己種優先株式 1株につき 18,500円 第1種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>それぞれの営業年度ごとに</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>それぞれの営業年度ごとに</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>それぞれの営業年度ごとに</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各営業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物) +0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日</p>	<p>先立ち、ぞれぞれ次に定める額の配当金（以下優先配当金という）を支払う。ただし、<u>配当金支払の直前事業年度中に第11条に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする。</u></p> <p>乙種優先株式 1株につき 6,360円 丙種優先株式 1株につき 6,800円 丁種優先株式 1株につき 10,000円 戊種優先株式 1株につき 14,380円 己種優先株式 1株につき 18,500円 第1種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>配当金支払の直前事業年度についての</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 第2種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>配当金支払の直前事業年度についての</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 第3種優先株式 1株につき、その払込金相当額（200,000円）に、<u>配当金支払の直前事業年度についての</u>下記に定める配当年率を乗じて算出した額（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）を支払う。 配当年率は、平成16年4月1日以降、次回年率見直し日の前日までの各事業年度について、下記算式により計算される年率とする。 配当年率=ユーロ円LIBOR(1年物) +0.50% 配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。 年率見直し日は、平成16年4月1日</p>	<p>い、甲種優先株式についての記載を削除し、新規優先株式（第4種ないし第9種）についての優先配当金の定めを追加するものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキヨウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p>	<p>以降の毎年4月1日とする。</p> <p>ユーロ円LIBOR（1年物）は、平成16年4月1日または各年率見直し日（当日が営業日でない場合は前営業日）において、ロンドン時間午前11時におけるユーロ円1年物ロンドン・インターバンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR1年物（360日ベース））として英国銀行協会（BBA）によって公表される数値を指すものとする。ユーロ円LIBOR（1年物）が公表されていなければ、翌営業日の日本時間午前11時における日本円1年物トウキヨウ・インターバンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値またはこれに準ずるものと認められるものをユーロ円LIBOR（1年物）に代えて用いるものとする。</p> <p>営業日とはロンドンおよび東京において銀行が外貨および為替取引の営業を行っている日をいう。</p> <p><u>第4種優先株式 1株につき、その 払込金額（1株につき3,500,000円を 上限とする。以下第4種優先株式に つき同じ）に、発行に先立って取締 役会の決議をもって定める方法によ って決定される配当率を乗じて算出 した額を、金銭にて支払う。ただし、 配当率は、固定配当率の場合は年 10%を、変動配当率の場合はLIBOR、 TIBOR、スワップレートその他有 価証券の発行において一般に用いら れている金利指標に年5%を加えた 率を上限とする。</u></p> <p><u>第5種優先株式 1株につき、その 払込金額（1株につき3,500,000円 を上限とする。以下第5種優先株式 につき同じ）に、発行に先立って取 締役会の決議をもって定める方法に よって決定される配当率を乗じて算 出した額を、金銭にて支払う。ただ し、配当率は、固定配当率の場合は</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
	<p>年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレート その他有価証券の発行において一般 に用いられている金利指標に年5% を加えた率を上限とする。</p> <p>第6種優先株式 1株につき、その 払込金額（1株につき3,500,000円 を上限とする。以下第6種優先株式 につき同じ）に、発行に先立って取 締役会の決議をもって定める方法に よって決定される配当率を乗じて算 出した額を、金銭にて支払う。ただ し、配当率は、固定配当率の場合は 年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレート その他有価証券の発行において一般 に用いられている金利指標に年5% を加えた率を上限とする。</p> <p>第7種優先株式 1株につき、その 払込金額（1株につき3,500,000円 を上限とする。以下第7種優先株式 につき同じ）に、発行に先立って取 締役会の決議をもって定める方法に よって決定される配当率を乗じて算 出した額を、金銭にて支払う。ただ し、配当率は、固定配当率の場合は 年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレート その他有価証券の発行において一般 に用いられている金利指標に年5% を加えた率を上限とする。</p> <p>第8種優先株式 1株につき、その 払込金額（1株につき3,500,000円 を上限とする。以下第8種優先株式 につき同じ）に、発行に先立って取 締役会の決議をもって定める方法に よって決定される配当率を乗じて算 出した額を、金銭にて支払う。ただ し、配当率は、固定配当率の場合は 年10%を、変動配当率の場合は LIBOR、TIBOR、スワップレート その他有価証券の発行において一般 に用いられている金利指標に年5% を加えた率を上限とする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>第9種優先株式 1株につき、その払込金額（1株につき3,500,000円を上限とする。以下第9種優先株式につき同じ）に、発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される配当率を乗じて算出した額を、金銭にて支払う。ただし、配当率は、固定配当率の場合は年10%を、変動配当率の場合はLIBOR、TIBOR、スワップレートその他有価証券の発行において一般に用いられている金利指標に年5%を加えた率を上限とする。</u></p> <p>② ある事業年度において、優先株主または優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。</p> <p>③ 優先株主または優先登録質権者に対しては、優先配当金の額を超えて利益配当を行わない。</p>	
(優先中間配当金) 第11条 当会社は、 <u>第41条</u> に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。	(優先中間配当金) 第11条 当会社は、 <u>第45条</u> に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者および普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき優先配当金の額の2分の1を上限として、中間配当金（本定款において、優先中間配当金という）を支払う。	条数の変更にあわせて、参照条数を変更するものであります。
(残余財産の分配) 第12条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登	(残余財産の分配) 第12条 当会社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録質権者に対し、普通株主または普通登	甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載

変更前	変更後	変更の理由
<p>録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>甲種優先株式 1株につき1,000,000円      乙種優先株式 1株につき 600,000円      丙種優先株式 1株につき 500,000円      丁種優先株式 1株につき2,000,000円      戊種優先株式 1株につき1,250,000円      己種優先株式 1株につき1,250,000円      第1種優先株式 1株につき200,000円      第2種優先株式 1株につき200,000円      第3種優先株式 1株につき200,000円</p>	<p>録質権者および普通株式の端株主に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭を支払う。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 600,000円      丙種優先株式 1株につき 500,000円      丁種優先株式 1株につき2,000,000円      戊種優先株式 1株につき1,250,000円      己種優先株式 1株につき1,250,000円      第1種優先株式 1株につき200,000円      第2種優先株式 1株につき200,000円      第3種優先株式 1株につき200,000円  <u>第4種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役 会の決議により定める方法によって 決定される比率を乗じて算出した額 の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は80%とする。</u>  <u>第5種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役 会の決議により定める方法によって 決定される比率を乗じて算出した額 の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は80%とする。</u>  <u>第6種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役 会の決議により定める方法によって 決定される比率を乗じて算出した額 の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は80%とする。</u>  <u>第7種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役 会の決議により定める方法によって 決定される比率を乗じて算出した額 の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は80%とする。</u>  <u>第8種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役 会の決議により定める方法によって 決定される比率を乗じて算出した額 の金銭。ただし、当該比率の上限は 120%とし、下限は80%とする。</u>  <u>第9種優先株式 1株につき、その 払込金額に、発行に先立って取締役</u></p>	<p>を削除し、新規優先株式（第4種ないし第9種）についての残余財産分配額の定めを追加するものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>② (条文省略)</p> <p>(優先株式の消却)</p> <p>第13条 当会社は、いつでも優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。</p> <p>② 前項に基づく優先株式の消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>会の決議により定める方法によって決定される比率を乗じて算出した額の金銭。ただし、当該比率の上限は<u>120%</u>とし、下限は<u>80%</u>とする。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(優先株式の取得および消却)</p> <p>第13条 当会社は、いつでも優先株式を取得し、これを消却することができる。</p> <p>② 前項に基づく優先株式の取得および消却は、各種の優先株式のうち、いずれか一または複数の種類につき行うことができる。</p> <p>③ <u>優先株式の取得について</u>会社法第160条第1項の規定による決定をするときは、同条第2項および第3項の規定を適用しない。</p> <p>(議決権)</p>	<p>「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするとともに、同法において特定の株主からの自己株式の取得に際し他の株主が自己を売主として追加することを請求する権利に関する定款の定めを置くことが認められたことに伴い、優先株式について規定の新設を行うものであります。</p>
<p>第14条 優先株主（第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という）、第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という）および第3種優先株式を有する株主（以下第3種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先株主は、取締役会の決議をもって優先配当金を受けない旨の決議が株主総会でなされたとみなされたときは、その時より、この決議がない場合において優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金を支払う旨の定時株主総会の決議またはこの決議とみなされる取締役会の決議がある時までは議決権を有する。</p>	<p>(議決権)</p> <p>第14条 優先株主（第1種優先株式を有する株主（以下第1種優先株主という）、第2種優先株式を有する株主（以下第2種優先株主という）および第3種優先株式を有する株主（以下第3種優先株主という）を除く。以下本条において同じ）は、全ての事項につき株主総会において議決権を行使することができない。ただし、第9種優先株式を有する株主（以下第9種優先株主という）以外の優先株主は、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有する場合であって会社法第436条第3項の取締役会の決議において優先配当金の全額を支払う旨の決議がなされなかつたときは、その時より、会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により第43条の規定が効力を有しない場合において優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかつたときは、その</p>	<p>「会社法」の施行に伴い、優先株主の議決権を実質的に維持するために所要の変更をするものであります。また、新規優先株式について、第4種ないし第8種優先株式については既存の優先株式（乙種、丙種、丁種、戊種、己種）と同様の議決権制限株式、第9種優先株式については完全無議決権株式とするため、規定を変更するものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>総会より、優先配当金の全額を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは、その総会の終結の時より、優先配当金の全額を支払う旨の会社法第459条第2項および同法第460条第2項の規定により効力を有する第43条の規定に基づく取締役会の決議または定時株主総会の決議がある時まで議決権を有する。</p> <p>② (現行どおり)</p>	
(株式の併合または分割、新株引受権等)  第15条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。  ② 当会社は、優先株主に対しては、新株の引受権または新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。	<p>(株式の併合または分割、株式または新株予約権の割当てを受ける権利等)  第15条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式（第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く）について株式の併合または分割は行わない。</p> <p>② 当会社は、優先株主（第4種優先株式を有する株主（以下第4種優先株主という）、第5種優先株式を有する株主（以下第5種優先株主という）、第6種優先株式を有する株主（以下第6種優先株主という）、第7種優先株式を有する株主（以下第7種優先株主という）、第8種優先株式を有する株主（以下第8種優先株主という）および第9種優先株主を除く）に対しては、会社法第185条に規定する株式無償割当てまたは同法第277条に規定する新株予約権無償割当てを行わず、同法第202条第1項に基づき株式の割当てを受ける権利もしくは同法第241条第1項に基づき新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p>	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(普通株式への転換)  第16条 優先株主は、附則で定める転換を請求し得べき期間中、附則で定める転換の条件で当該優先株式の普通株式への転換を請求することができ	(優先株式の取得請求権)  第16条 優先株主（第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第7種優先株主、第8種優先株主および第9種優先株主を除く）は、附則	「会社法」において、従来の転換予約権付株式が取得請求権付株式と位置づけられたことに伴い、所要の変更をす

変更前	変更後	変更の理由
る。	で定める <u>取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し当会社の普通株式を交付すること</u> を請求することができる。	るものであります。
(新設)	<p><u>(第9種優先株式の取得請求権)</u></p> <p><u>第16条の2 第9種優先株主は、附則で定める取得を請求し得べき期間中、附則で定める条件で当該優先株主の有する優先株式を当会社が取得し、これと引換えに当該優先株主に対し附則で定める財産を交付すること</u>を請求することができる。</p>	第9種優先株式を取得請求権付株式とするため、取得請求権について規定し、その内容を附則に規定する旨定めるものであります。
(普通株式への一斉転換) 第17条 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった優先株式（第1種優先株式、第2種優先株式および第3種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉転換日という）をもって、優先株式1株の払込金相当額を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式となる。	<p><u>(優先株式の取得条項)</u></p> <p><u>第17条 取得を請求し得べき期間中に取得の請求のなかった優先株式（第1種優先株式、第2種優先株式、第3種優先株式、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式、第8種優先株式および第9種優先株式を除く。以下本条において同じ）は、同期間の末日の翌日（以下一斉取得日という）をもって当会社がこれを取得し、当会社はこれと引換えに、優先株式1株につき、その払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）で除して得られる数の当会社の普通株式を優先株主に対し交付する。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、次に定める金額を下回るときは、優先株式1株の払込金相当額を次に定める金額で除して得られる数の普通株式を交付する。</u></p>	「会社法」において、従来の強制転換条項付株式が取得条項付株式と位置づけられたことに伴い、所要の変更をするものであります。 あわせて、甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載を削除するものであります。
甲種優先株式 1株につき 250,000円		

変更前	変更後	変更の理由
<p>乙種優先株式 1株につき 100,000円      丙種優先株式 1株につき 166,700円      丁種優先株式 1株につき 500,000円      戊種優先株式 1株につき 359,800円      己種優先株式 1株につき 359,800円</p> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p><u>甲種優先株式 1株につき 1,000,000円</u>  <u>乙種優先株式 1株につき 600,000円</u>  <u>丙種優先株式 1株につき 500,000円</u>  <u>丁種優先株式 1株につき 2,000,000円</u>  <u>戊種優先株式 1株につき 1,250,000円</u>  <u>己種優先株式 1株につき 1,250,000円</u></p> <p>③ 第1項の普通株式数の算出に当たって1株の<u>1,000分の1</u>に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。</p>	<p>乙種優先株式 1株につき 100,000円      丙種優先株式 1株につき 166,700円      丁種優先株式 1株につき 500,000円      戊種優先株式 1株につき 359,800円      己種優先株式 1株につき 359,800円</p> <p>② 優先株式については、前項の払込金相当額は、それぞれ次に定める金額とする。</p> <p>乙種優先株式 1株につき 600,000円      丙種優先株式 1株につき 500,000円      丁種優先株式 1株につき 2,000,000円      戊種優先株式 1株につき 1,250,000円      己種優先株式 1株につき 1,250,000円</p> <p>③ 第1項の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。</p>	<p>「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。</p>
(新設)	<p>(第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式の取得条項)</p> <p>第17条の2 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以後の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第4種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第4種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第4種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>② 当会社は、発行に先立って取締役</p>	<p>第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式および第8種優先株式を取得条項付株式とするため、取得条項について定めるものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
	<p>会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第5種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第5種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第5種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>③ 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第6種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第6種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第6種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>④ 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第7種優先株</p>	

変更前	変更後	変更の理由
(新設)	<p>式の全部または一部を取得することができる、この場合、当会社はこれと引換えに、第7種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第7種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>⑤ 当会社は、発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の日であって、会社法第168条第1項の規定に従って代表執行役が別に定める一または複数の日に、第8種優先株式の全部または一部を取得することができる、この場合、当会社はこれと引換えに、第8種優先株式1株につき、発行に先立って取締役会の決議をもって定める金額の金銭を支払う。ただし、当該金額は、第8種優先株式の払込金額に120%を乗じて計算した金額に、経過配当金相当額（優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数（初日および取得日を含む）で日割計算した額をいい、当該事業年度中に優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金の額を控除した額とする）を加算した額を上限とする。</p> <p>⑥ 前5項に基づき、第4種優先株式、第5種優先株式、第6種優先株式、第7種優先株式または第8種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</p> <p>(第9種優先株式の取得条項) 第17条の3 当会社は、附則に定める一</p>	第9種優先株式を取得条項付株式とするた

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>または複数の日に、第9種優先株式の全部または一部を取得することができ、この場合、当会社はこれと引換えに、第9種優先株主に対して附則に定める財産を交付する。</u></p> <p><u>② 前項に基づき、第9種優先株式の一部を取得するときは、代表執行役が抽選により取得する株式を決定する。</u></p>	め、取得条項について規定し、その内容を附則に規定する旨定めるものであります。
第4章 株主総会	第4章 株主総会	
(招集)	(招集)	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
第19条 定時株主総会は、毎営業年度最終日の翌日から3月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに隨時招集する。	第19条 定時株主総会は、毎事業年度最終日の翌日から3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要があるときに随时招集する。	
② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれに当たる。	② 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき会長を兼任する取締役がこれを招集する。会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。	「会社法」において、株主総会の招集権者が取締役と明記されたことに伴い、規定を変更するものであります。
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	「会社法施行規則」および「会社計算規則」において、株主総会参考書類等のインターネット開示による株主に対するみなし提供が認められたことにより、本条を新設するものであります。
(決議の方法)	(決議の方法)	
第20条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。	第21条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。 また、条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。(以下第23条まで同じ)
② 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有	② 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権	

変更前	変更後	変更の理由
する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。	<u>を行えることができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u>	
(議決権の代理行使) <u>第21条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は、当会社の当該株主総会において議決権を有する株主に限る。</u> ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。	(議決権の代理行使) <u>第22条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> ② 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。	「会社法」の施行に伴い、議決権の代理行使を行う場合の代理人を1名に制限することを明記するとともに、形式的な変更をするものであります。
(議長) <u>第22条 株主総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の執行役がこれに当たる。</u>	(議長) <u>第23条 株主総会の議長は、会長を兼任する取締役がこれに当たる。会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u>	「会社法」において、株主総会の招集権者が取締役と明記されたことがあわせて、規定を変更するものであります。
(議事録) <u>第23条 株主総会の議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、議長ならびに出席した取締役および執行役が記名捺印して、これを保存する。</u>	(削除)	「会社法施行規則」において、議長、出席取締役の記名捺印の規定が削除されたことに伴い、本条を削除するものであります。
(種類株主総会) <u>第24条 第9条、第19条②、第21条、第22条および第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u>	(種類株主総会) <u>第24条 第9条、第19条第2項、第22条および第23条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。</u> ② 第21条第1項の規定は、会社法第324条第1項の種類株主総会決議に、同条第2項の規定は、会社法第324条第2項の種類株主総会決議にそれぞれ準用する。 ③ 当会社が会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、第4種優先株主、第5種優先株主、第6種優先株主、第7種優先株主、第9種)の優先株主を構	条数変更および現行定款第23条の削除に伴い、変更するものであります。 種類株主総会における決議要件を株主総会と同様とするため、規定を準用するものであります。 会社法第322条第1項各号の行為につき、新規優先株式(第4種ないし第9種)の優先株主を構
(新設)		
(新設)		

変更前	変更後	変更の理由
	<u>8種優先株主および第9種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。</u>	成員とする種類株主総会の決議を要しないものとするために規定を設けるものであります。
<b>第5章 取締役および取締役会</b>  (新設)  (員数) <u>第25条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。 ② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（商法第188条第2項第7号ノ2に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。	<b>第5章 取締役および取締役会</b>  (取締役会の設置) <u>第25条 当会社は、取締役会を置く。</u>  (員数) <u>第26条</u> 当会社の取締役は、15名以内とする。 ② 前項の取締役のうち2名以上は、社外取締役（会社法第2条第15号に規定する社外取締役をいう。以下同じ）とする。	「会社法」の施行に伴い、機関設計として取締役会の設置を規定するものであります。
(選任方法) <u>第26条</u> 取締役の選任決議は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ② (条文省略)	(選任方法) <u>第27条</u> 取締役の選任決議は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  ② (現行どおり)	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(任期) <u>第27条</u> 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。  ② 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了すべき時までとする。	(任期) <u>第28条</u> 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。  ② 補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとする。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(業務の決定) <u>第28条</u> 取締役会は、商法特例法第21条ノ7第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。	(業務の決定) <u>第29条</u> 取締役会は、会社法第416条第1項に定める事項その他法令に定める事項を決定し、取締役および執行役の職務の執行を監督する。	「会社法」の施行に伴い、参考する法令、条数を変更するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>② (条文省略) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第29条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役を兼任する会長がこれを招集し議長となる。</u></p> <p>② 取締役を兼任する会長に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が<u>取締役会を招集し議長となる。</u></p> <p>③ 第32条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が指名する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第30条 (条文省略)</u></p>	<p>② (現行どおり) (取締役会の招集権者および議長)</p> <p><u>第30条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長を兼任する取締役が招集し議長となる。</u></p> <p>② <u>会長を兼任する取締役に事故があるときまたは欠員のときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し議長となる。</u></p> <p>③ 第33条に定める各委員会の委員である取締役であって各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>(招集)</p> <p><u>第31条 (現行どおり)</u></p>	<p>「会社法」の施行に伴い、変更案第19条、第23条と平仄をあわせて形式的な変更をするものであります。</p>
<p>(運営)</p> <p><u>第31条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定めるところによる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第31条の2 取締役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。</u></p> <p>(責任の免除)</p> <p><u>第31条の3 当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条ノ17第1項に関する取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度に</u></p>	<p>(運営)</p> <p><u>第32条 取締役会の運営に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の決議により定めるところによる。</u></p> <p>② <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u></p> <p>③ <u>取締役の全員が取締役会の決議の目的である事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p><u>第32条の2 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下報酬等という）は、報酬委員会が定める。</u></p> <p>(責任の免除)</p> <p><u>第32条の3 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除す</u></p>	<p>「会社法」において、書面による取締役会決議が可能とされたことから、通常の決議方法と書面決議方法について規定を追加するものであります。</p>
		<p>「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。</p>
		<p>「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>おいて免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の商法特例法第21条ノ17第1項に関する責任につき、同条第5項で準用する商法第266条第19項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	<p>おいて免除することができる。</p> <p>② 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。</p>	
<b>第6章 指名・監査・報酬委員会</b>	<b>第6章 指名・監査・報酬委員会</b>	
(各委員会の組織) 第32条 (条文省略) ② (条文省略) ③ 監査委員会を組織する取締役は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任することができない。 ④ 各委員会を組織する取締役は、取締役会の決議により定める。	(各委員会の組織) 第33条 (現行どおり) ② (現行どおり) ③ 監査委員会を組織する委員は、当会社もしくはその子会社の執行役もしくは支配人その他の使用人または当該子会社の業務を執行する取締役を兼任することができない。 ④ 各委員会を組織する委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(委員会の招集権者および議長) 第33条 (条文省略)	(委員会の招集権者および議長) 第34条 (現行どおり)	
(招集) 第34条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の <u>3</u> 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(招集) 第35条 各委員会の招集通知は、各委員に対し会日の <u>1</u> 週間前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。	「会社法」の施行に伴い、招集通知の発出時期を同法の規定どおりの内容に変更するものであります。
(運営) 第35条 (条文省略)	(運営) 第36条 (現行どおり)	
<b>第7章 執行役</b>	<b>第7章 執行役</b>	
(員数) 第36条 (条文省略)	(員数) 第37条 (現行どおり)	
(選任方法) 第37条 執行役は、取締役会の決議により選任する。	(選任方法) 第38条 執行役は、取締役会の決議によつて選任する。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。

変更前	変更後	変更の理由
(任期) <u>第37条の2</u> 執行役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会が終結した後最初に開催される取締役会の終結の時までとする。	(任期) <u>第38条の2</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。 ② 補欠または増員として選任された執行役の任期は、他の執行役の任期の満了する時までとする。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。 補欠または増員として選任された執行役の任期を、取締役や他の執行役とあわせるために規定するものであります。
(新設)		
(代表執行役・役付執行役) <u>第37条の3</u> 取締役会の決議により、代表執行役若干名を定める。 ② 取締役会の決議により、執行役のうちから会長1名を定めることができる。 ③ 取締役会の決議により、執行役のうちから社長1名を定める。 ④ 取締役会の決議により、執行役のうちから副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を定めることができる。 ⑤ (条文省略)	(代表執行役・役付執行役) <u>第38条の3</u> 取締役会の決議によって、代表執行役若干名を選定する。 ② 取締役会の決議によって、執行役の中から会長1名を選定することができる。 ③ 取締役会の決議によって、執行役の中から社長1名を選定する。 ④ 取締役会の決議によって、執行役の中から副社長、専務執行役および常務執行役各若干名を選定することができる。 ⑤ (現行どおり)	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(報酬) <u>第37条の4</u> 執行役の報酬は、報酬委員会の決議により定める。	(報酬等) <u>第38条の4</u> 執行役の報酬等は、報酬委員会が定める。 ② 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、支配人その他の使用人として受ける報酬等についても同様とする。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。 使用人兼執行役が使用者として受ける報酬等についても、報酬委員会の決議によって定める旨規定するものであります。
(新設)		
(責任の免除) <u>第37条の5</u> 当会社は、取締役会の決議をもって、商法特例法第21条ノ17第1項に関する執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	(責任の免除) <u>第38条の5</u> 当会社は、取締役会の決議によって、会社法第423条第1項の執行役（執行役であった者を含む）の責任を法令の限度において免除することができる。	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。

変更前	変更後	変更の理由
(執行役規程) <u>第37条の6</u> (条文省略)  (新設)	(執行役規程) <u>第38条の6</u> (現行どおり)  <b>第8章 会計監査人</b>	「会社法」の施行に伴い、会計監査人の章を新設するものであります。
(新設)	<u>(会計監査人の設置)</u> <u>第39条 当会社は、会計監査人を置く。</u>	「会社法」の施行に伴い、機関設計として会計監査人の設置を規定するものであります。
(新設)	<u>(選任方法)</u> <u>第40条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u>	会計監査人の選任方法を規定するものであります。
(新設)	<u>(任期)</u> <u>第41条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u>	会計監査人の任期を規定するものであります。
<b>第8章 計 算</b>	<b>第9章 計 算</b>	第8章の新設に伴い、章数の繰り下げを行うものであります。
(営業年度) <u>第38条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度の末日を決算期とする。</u>	(事業年度) <u>第42条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u>	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。
(利益金の処分) <u>第39条 当会社の利益金は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議をもってこれを処分する。</u>	(剩余金の配当等の決定機関) <u>第43条 当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、剩余金の配当その他の会社法第459条第1項各号に掲げる事項については、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めるものとする。</u>	「会社法」において、剩余金の配当等を決定する機関について定款の定めを設けることが認められたことに伴い、剩余金の配当や自己株式の取得等を取締役会において決定することを規定するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
(利益配当金) <u>第40条 利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主にこれを支払う。</u>	(剩余金の配当に関する基準日) <u>第44条 剩余金の配当（第45条に定める中間配当を除く）は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対しこれを行う。ただし、取締役会の決議により、これ以外の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し剩余金の配当をすることを妨げない。</u>	ます。 「会社法」において、剩余金の配当の時期が自由化されたことに伴い、剩余金の配当の基準日を原則毎年3月31日としつつ、これ以外の日における株主に対する剩余金の配当の可能性を認めるものであります。
(中間配当) <u>第41条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（本定款において中間配当という）を行うことができる。</u>	(中間配当) <u>第45条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および端株原簿に記載または記録された端株主に対し、中間配当を行うことができる。</u>	「会社法」において、中間配当が剩余金の配当として位置づけられたことに伴い、剩余金の配当のうち基準日を毎年9月30日とするものを中間配当と位置づけるものであります。
(優先株式の転換と配当金) <u>第42条 優先株式の転換により発行された普通株式または普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日にそれぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</u>	(削除)	「会社法」において、株式の発行時期にかかわらず基準日現在の株主に対し剩余金の配当を行うものとされ、その結果本条が無意味な規定となつたために削除するものであります。
(配当金の除斥期間) <u>第43条 利益配当金および中間配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u>	(配当金の除斥期間) <u>第46条 剩余金の配当（中間配当を含む）にかかる配当金が支払開始の日から5年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u>	「会社法」の施行に伴い、形式的な変更をするものであります。

第2号議案『定款一部変更の件』のうち、定款の附則の一部変更の内容につきましては別冊の「株主総会決議ご通知（2）」に記載しております。

### 第3号議案 取締役10名選任の件

本件は、取締役に細谷英二氏、水田廣行氏、箭内昇氏、渡邊正太郎氏および小島邦夫氏が再任され重任し、新たに、檜垣誠司氏、飯田英男氏、奥田務氏、川本裕子氏および永井秀哉氏が取締役に選任され就任いたしました。

### 【普通株式にかかる種類株主総会】

#### 決議事項

##### 議 案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の理由および内容は、前記第2号議案に記載のとおりであります。

また、当社の各種優先株式にかかる種類株主総会におきましても、それぞれ同一内容の議案が承認可決されております。

以 上

## 株主総会決議ご通知(2)

**第2号議案** 定款一部変更の件のうち、定款の附則の一部変更の内容

上記以外の議案の内容については、「第5期定期株主総会および普通株式にかかる種類株主総会決議ご通知」に記載しております。

株式会社 **リそなホールディングス**

変更前	変更後	変更の理由
<p>(平成17年4月1日以降の甲種優先株式に対する優先配当金)</p> <p>第1条 平成17年4月1日以降、各年率見直し日の属する営業年度から次回年率見直し日の属する営業年度の前営業年度までの各営業年度について支払う甲種優先株式1株当たりの優先配当金の額は、第10条の規定にかかわらず、甲種優先株式の払込金相当額(1,000,000円)に、それぞれの営業年度ごとに下記の修正年率を乗じて算出した額(円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入)とする。ただし、計算の結果、優先配当金の額が1株につき75,000円を超える場合は、75,000円とする。</p> <p>修正年率 = (5年円円スワップ・レート + 1.0%) × 0.6</p> <p>修正年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「年率見直し日」とは、平成17年6月25日および、以降、5年毎の6月25日とする。当日が、東京における銀行休業日の場合は前営業日を年率見直し日とする。</li> <li>「5年円円スワップ・レート」とは、各年率見直し日を最終日とする連続7営業日において、東京時間午前10時における東京市場スワップ・レファレンス・レート(T.S.R.)としてテレレート17143頁(または、テレレートがその都合により当該インフォメーションを掲載する頁を変更した場合はその代替頁)に載る数値の平均値(数値のない日数を除く)を指すものとする。</li> </ul> <p>5年円円スワップ・レートが算出不能となった場合には、修正年率は下記算式によるものとする。</p> <p>修正年率 = (長期プライムレート + 0.50%) × 0.6</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「長期プライムレート」とは、</li> </ul>	(削除)	甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載を削除するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>各年率見直し日の東京時間午前11時における、株式会社みずほコーポレート銀行、株式会社新生銀行、株式会社あおぞら銀行 3行が公表している長期プライムレートの平均値とし、2行しか公表していないければ、その2行の平均値、1行しか公表していないければ、そのレートとする。1行も公表していないければ、当該年率見直し日に先立つ30日間において、上記3行が、それぞれ直近で募集した5年物利付金融債（募集債）の表面利率の平均値に0.9%を加えたものを長期プライムレートとみなし、2行しか募集していないければ、その2行の平均値、1行しか募集していないければその表面利率に、それぞれ0.9%を加えたものを長期プライムレートとみなす。1行も募集していないければ、各年率見直し日の東京時間午前11時における、長期プライムレートに準ずるものと認められるものを、長期プライムレートとみなす。長期プライムレートに準ずるものと認められるものがない場合は、前回の年率とする。長期プライムレートは、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p>		
<p>(定款変更の効力発生時期)</p> <p>第2条 本定款第5条、第6条、第6条の2、第7条第1項、同第3項、第8条、第9条、第10条第1項、第11条、第12条、第15条第1項、第16条、第17条、第40条、第41条、第42条および本定款附則第1条の変更ならびに本定款附則第3条ないし第11条の新設は、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる当会社の定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生時に効力を生ずるものとする。</p>	(削除)	期間経過により既に無意味な規定となりましたので、削除するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>(甲種第一回優先株式についての転換の定め)</p> <p>第3条 甲種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1. 転換を請求し得べき期間  <u>当会社設立の日から平成37年7月25日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</u></p> <p>2. 転換の条件  <u>本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</u></p> <p>イ. 転換比率  <u>本優先株式は、下記転換比率により、当会社の普通株式に転換することができる。</u>  <u>転換比率 = 平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な甲種第一回優先株式の転換比率</u></p> <p>ロ. 転換比率の修正  <u>転換比率は、平成18年7月26日以降平成36年7月26日まで毎年7月26日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。</u>  <u>修正後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</u>  <u>修正後転換比率 = <math>\frac{1,000,000\text{円}}{\text{時価}}</math></u>  <u>ただし、修正後転換比率が0.2(以下下限転換比率という)未満となる場合は、修正後転換比率は、かかる下限転換比率とし、また、4.0(以上上限転換比率という)を超える場合は、修正後転換比率は、かかる上限転換比率とする。上記算式で使用す</u></p>	(削除)	甲種優先株式の全株転換完了に伴い、甲種優先株式についての記載を削除するものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>る時価は、各修正日に先立つ50取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記50取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p><u>ハ. 転換比率の調整</u></p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.およびロ.の転換比率を下記算式（以下転換比率調整式という）により調整する。ただし、転換比率調整式により計算される転換比率（以下調整後転換比率という）が上限転換比率を超える場合は、調整後転換比率は、かかる上限転換比率とする。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換比率 = 調整前転換比率 ×</p> $\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}$ <p>① 転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。 ② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換比率は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株</p>		

変更前	変更後	変更の理由
<p>式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合 調整後転換比率は、その証券の発行日に、また募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合 調整後転換比率は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。</p>		

変更前	変更後	変更の理由
<p>以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換比率の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) 転換比率調整式に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該転換比率の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換比率は、本項ハ、に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日ににおける当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、転換比率調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は、調整後転換比率を適用する日</p>		

変更前	変更後	変更の理由
<p>の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換比率調整式において使用するものとする。</p> <p>(5) 転換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、      ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）      ② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円      ③ 前記(2)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額      ④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 転換により発行すべき普通株式数      本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{提出した本優先株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のため}}{\text{提出した本優先株式数}} \times \text{転換比率}$ <p>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、</p>		

変更前	変更後	変更の理由
<p>端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</p> <p>(乙種第一回優先株式についての転換の定め)</p> <p>第4条 乙種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および<u>転換の条件</u>は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>転換を請求し得べき期間</u> 当会社設立の日から平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</li> <li>2. <u>転換の条件</u> 本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</li> </ol> <p>イ. <u>転換比率</u> 本優先株式は、下記転換比率により、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>転換比率 = 平成17年3月31日終了の 営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の転換比率</p> <p>ロ. <u>転換比率の修正</u> 転換比率は、平成18年6月30日以降平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される転換比率(以下修正後転換比率という)に修正される。修正後転換比率は、小数第4位まで</p>	<p>(乙種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第1条 乙種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>取得を請求し得べき期間</u> 平成21年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</li> <li>2. <u>取得請求権の内容</u> 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. <u>引換比率</u> 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換比率は、次のとおりとする。</p> <p>引換比率 = 平成18年3月31日終了の 事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な乙種第一回優先株式の転換比率</p> <p>ロ. <u>引換比率の修正</u> 引換比率は、平成20年6月30日まで毎年6月30日(以下修正日という)に、下記算式により計算される引換比率(以下修正後引換比率といいう)に修正される。修正後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第</p>	<p>優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>修正後転換比率 = <math>\frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}</math></p> <p>ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。修正後転換比率が3.429（以下上限転換比率という）を超える場合は、修正後転換比率はかかる上限転換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 転換比率の調整</p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の転換比率を下記算式（以下転換比率調整式という）により調整する。ただし、転換比率調整式により計算される転換比率（以下調整後転換比率という）が上限転換比率を超える場合は、調整後転換比率は、かかる上限転換比率とする。調整後転換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換比率 = 調整前転換比率 × <math>\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}</math></p> <p>① 転換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p>	<p>4位を四捨五入する。</p> <p>修正後引換比率 = <math>\frac{600,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.020}</math></p> <p>ただし、時価×1.020につき1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げた金額とする。修正後引換比率が3.429（以下上限引換比率という）を超える場合は、修正後引換比率はかかる上限引換比率とする。上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換比率の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の引換比率を下記算式（以下引換比率調整式という）により調整する。ただし、引換比率調整式により計算される引換比率（以下調整後引換比率という）が上限引換比率を超える場合は、調整後引換比率は、かかる上限引換比率とする。調整後引換比率は、小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換比率 = 調整前引換比率 × <math>\frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}</math></p> <p>① 引換比率調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>調整後転換比率は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換比率は、株式の分割のための<u>株主割当日</u>の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合</u>で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための<u>株主割当日</u>とする場合は、調整後転換比率は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>転換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券</u>を発行する場合</p> <p>調整後転換比率は、その<u>証券</u>の発行日に、また募集のための<u>株主割当日</u>がある場合はその日の終わりに、発行される<u>証券</u>の全額が<u>転換</u>またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当日</u>の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または<u>新株引受権</u>の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p>	<p><u>通株式を処分</u>する場合 調整後引換比率は、払込期日の翌日<u>または払込期間の末日の翌日</u>以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当により普通株式を発行する場合 調整後引換比率は、株式の分割または株式無償割当のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換比率調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換比率は、その<u>株式</u>または<u>新株予約権</u>の発行日に、また株主に対する割当てのための<u>基準日</u>がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全額が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準日</u>の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>④ 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、<u>転換価額または新株引受権の行使価額</u>が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が<u>転換比率調整式</u>に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後転換比率は、当該価額決定日に残存する証券の全額が<u>転換またはすべての新株引受権</u>が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換または新株引受権</u>の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>転換比率</u>の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) <u>転換比率調整式</u>に使用する時価は、調整後転換比率を適用する日（ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日</p>	<p>算入される。</p> <p>④ <u>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）</u>であって、<u>普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</u>が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている<u>株式または新株予約権</u>を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が<u>引換比率調整式</u>に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換比率は、当該価額決定日に残存する<u>株式の全部</u>が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての<u>新株予約権</u>が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により<u>引換比率</u>の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する比率に変更される。</p> <p>(3) <u>引換比率調整式</u>に使用する時価は、調整後引換比率を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。上記45取引日の間に当該<u>転換比率</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、<u>調整後転換比率</u>は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換比率調整式に使用する調整前転換比率は、調整後転換比率を適用する前日において有効な転換比率とし、また、<u>転換比率調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、または株主割当日がない場合は、調整後<u>転換比率</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。<u>ただし</u>普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換比率調整式において使用するものとする。</p> <p>(5) 転換比率調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に<u>転換</u>または新</p>	<p>の間に当該<u>引換比率</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換比率は、本項ハ.に準じて調整する。</p> <p>(4) <u>引換比率調整式</u>に使用する調整前引換比率は、調整後引換比率を適用する前日において有効な引換比率とし、また、<u>引換比率調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後<u>引換比率</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) <u>引換比率調整式</u>に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付</p>	

変更前	変更後	変更の理由
株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額	を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額	
④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が転換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額 をそれぞれいうものとする。	④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換比率調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額 をそれぞれいうものとする。	
(6) 転換により発行すべき普通株式数  本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。	二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数  本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。	
$\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{提出した本優先株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のため提出した本優先株式数}}{\text{転換比率}}$	$\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{本優先株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式数}}{\text{引換比率}}$	
転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。		
(丙種第一回優先株式についての転換の定め)  第5条 丙種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次のとおりとする。  1. 転換を請求し得べき期間 平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の	(丙種第一回優先株式の取得請求権の内容)  第2条 丙種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。  1. 取得を請求し得べき期間 平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。	優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。

変更前	変更後	変更の理由
日までの期間を除く。 2. 転換の条件 本優先株式は、 <u>下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</u>	2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。	
イ. 転換価額 本優先株式は、 <u>下記転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。</u>	イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。	
転換価額 = 平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の転換価額 × 1,000	引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丙種第一回優先株式の転換価額	
ロ. 転換価額の修正 転換価額は、平成18年1月1日以降平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後転換価額という）に修正される。ただし、修正後転換価額が166,700円（以下下限転換価額という）を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調	ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成27年1月1日まで毎年1月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が166,700円（以下下限引換価額という）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調	

変更前	変更後	変更の理由
<p>整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>ハ. 転換価額の調整</p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ、またはロ、の転換価額（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下転換価額調整式という）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額（以下調整後転換価額という）が133,300円を下回る場合には、133,300円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×</p> $\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}$ <p>① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行す</p>	<p>整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ、またはロ、の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式という）により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額（以下調整後引換価額という）が133,300円を下回る場合には、133,300円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換価額 = 調整前引換価額 ×</p> $\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当のための基準日の翌日以降、これを適用する。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>る旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>(3) 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(4) 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p>	<p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に適当と判断する転換価額に変更される。</p> <p>(3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定期株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p>	<p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が合理的に適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ.に準じて調整する。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>(4) <u>転換価額調整式</u>に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、<u>転換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。<u>ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該<u>転換価額</u>または<u>新株引受権</u>の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が<u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該<u>転換価額</u>または<u>新株引受権</u>の行使価額をそれぞれいうものとする。</p>	<p>(4) <u>引換価額調整式</u>に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、<u>引換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) <u>引換価額調整式</u>に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が<u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>(6) <u>転換価額調整式</u>により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>転換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>転換価額</u>を算出する場合には、<u>転換価額調整式</u>中の調整前転換価額に代えて調整前<u>転換価額</u>からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>転換価額</u>の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(7) <u>転換により発行すべき普通株式数</u> 本優先株式の<u>転換により発行すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p>(丁種第一回優先株式についての転換の定め) 第6条 丁種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および<u>転換の条件</u>は、次のとおりとする。</p>	<p>(6) <u>引換価額調整式</u>により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>引換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>引換価額</u>を算出する場合には、<u>引換価額調整式</u>中の調整前引換価額に代えて調整前<u>引換価額</u>からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換価額</u>の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p><u>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(丁種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第3条 丁種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p>	優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をする

変更前	変更後	変更の理由
<p>1. 転換を請求し得べき期間 平成14年3月1日から平成19年7月31日（日本時間）までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 転換の条件 本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>イ. 転換価額 本優先株式は、下記転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>転換価額 = 平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な丁種第一回優先株式の転換価額 × 1,000</p> <p>ロ. 転換価額の修正 転換価額は、平成17年10月1日以降平成18年10月1日まで毎年10月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後転換価額という）に修正される。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修</p>	<p>1. 取得を請求し得べき期間 平成19年7月31日（日本時間）までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. 引換価額 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な丁種第一回優先株式の転換価額</p> <p>ロ. 引換価額の修正 引換価額は、平成18年10月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、計算の結果修</p>	ものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>正後転換価額が修正前転換価額を上回る場合は、修正前転換価額をもつて修正後転換価額とし、また、計算の結果修正後転換価額が496,300円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、修正後転換価額はかかる下限転換価額とする。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>ハ. 転換価額の調整</p> <p>(1) 本優先株式発行後の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式といふ)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額(以下調整後転換価額といふ)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。転換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}</math></p> <p>① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主</p>	<p>正後引換価額が修正前引換価額を上回る場合は、修正前引換価額をもつて修正後引換価額とし、また、計算の結果修正後引換価額が496,300円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額といふ)を下回る場合は、修正後引換価額はかかる下限引換価額とする。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. 引換価額の調整</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の引換価額(下限引換価額を含む)を次に定める算式(以下引換価額調整式といふ)により調整する。ただし、引換価額調整式により計算される引換価額(以下調整後引換価額といふ)が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後引換価額とする。引換価額調整式の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換価額 = 調整前引換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}</math></p> <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下</p>	<p>降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>限<u>転換価額を含む</u>) の調整を必要とする場合は、取締役会 (または取締役会の委任を受けた者) が適当と判断する<u>転換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>転換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後<u>転換価額</u>を適用する日 (ただし、前記(1)(2)号<u>ただし書き</u>の場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には<u>当該証券</u>の発行日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>転換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>転換価額</u>は、本項ハ. に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値 (気配表示を含む) については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する調整前<u>転換価額</u>は、調整後<u>転換価額</u>を適用する前日において有効な<u>転換価額</u>とし、また、<u>転換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後<u>転換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。<u>ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の</u></p>	<p>(下限引<u>転換価額を含む</u>) の調整を必要とする場合は、取締役会 (または取締役会の委任を受けた者) が適当と判断する<u>引換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>引換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日 (ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日) に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値 (気配表示を含む) の平均値 (終値のない日数を除く) とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>引換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換価額</u>は、本項ハ. に準じて調整する。</p>	
	<p>(4) <u>引換価額調整式</u>に使用する調整前<u>引換価額</u>は、調整後<u>引換価額</u>を適用する前日において有効な<u>引換価額</u>とし、また、<u>引換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数 (<u>自己株式である普通株式の数を除く</u>) とする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) <u>転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に<u>転換</u>または新株引受権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) <u>転換により発行すべき普通株式数</u> 本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p>(戊種第一回優先株式についての転換の定め)</p>	<p>(5) <u>引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の普通株式の交付</u>を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p><u>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(戊種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p>	優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と

変更前	変更後	変更の理由
<p>第7条 戊種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および<u>転換の条件</u>は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>転換を請求し得べき期間</u> 平成14年7月1日から平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. <u>転換の条件</u> 本優先株式は、<u>下記の転換の条件</u>で、当会社の普通株式に<u>転換</u>することができる。</p> <p>イ. <u>転換価額</u> 本優先株式は、<u>下記転換価額</u>により、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p><u>転換価額</u>=平成17年3月31日終了の 営業年度にかかる定時株 主総会において決議され た株式の併合の効力発生 日の前日において有効な 戊種第一回優先株式の転 換価額×1,000</p> <p>ロ. <u>転換価額の修正</u> 転換価額は、平成18年7月1日以降 平成21年7月1日まで毎年7月1日 (以下修正日という)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額とい う)に修正される。ただし、修正後転換価額が359,700円(ただし、下記ハ、により調整する。以下下限転換価額とい う)を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限 転換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正</p>	<p>第4条 戊種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および<u>取得請求権の内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>1. <u>取得を請求し得べき期間</u> 平成21年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. <u>取得請求権の内容</u> 本優先株式を有する優先株主は、<u>取得</u>を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が<u>取得</u>し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p> <p>イ. <u>引換価額</u> 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p><u>引換価額</u>=平成18年3月31日終了の 事業年度にかかる定時株 主総会において決議され た定款変更の効力発生日 の前日において有効な戊 種第一回優先株式の転換 価額</p> <p>ロ. <u>引換価額の修正</u> 引換価額は、平成21年7月1日まで 毎年7月1日(以下修正日という) に、修正日現在における時価(以下 修正後引換価額という)に修正さ れる。ただし、修正後引換価額が 359,700円(ただし、下記ハ、によ り調整する。以下下限引換価額とい う)を下回る場合は、修正後引換価 額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正</p>	<p>引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p><b>ハ. 転換価額の調整</b></p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の<u>転換価額</u>（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下<u>転換価額調整式</u>という）により調整する。ただし、<u>転換価額調整式</u>により計算される<u>転換価額</u>（以下調整後<u>転換価額</u>という）が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後<u>転換価額</u>とする。<u>転換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後<u>転換価額</u>=調整前<u>転換価額</u> ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}</math>  <math display="block">= \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後<u>転換価額</u>は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合      調整後<u>転換価額</u>は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、こ</p>	<p>日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p><b>ハ. 引換価額の調整</b></p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ. またはロ. の<u>引換価額</u>（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下<u>引換価額調整式</u>という）により調整する。ただし、<u>引換価額調整式</u>により計算される<u>引換価額</u>（以下調整後<u>引換価額</u>という）が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後<u>引換価額</u>とする。<u>引換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後<u>引換価額</u>=調整前<u>引換価額</u> ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}</math>  <math display="block">= \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合      調整後<u>引換価額</u>は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合      調整後<u>引換価額</u>は、株式の分割または株式無償割当てのための基準</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>れを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場</p>	<p>日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後引換価額は、その株式または新株予約権の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>合</p> <p>調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしなと株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する転換価額に変更される。</p> <p>(3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には当該証券の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日</p>	<p>定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしなと株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額（下限引換価額を含む）の調整を必要とする場合は、取締役会（または取締役会の委任を受けた者）が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日（ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ.に準じて調整する。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</u></p> <p>(4) <u>転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) <u>転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に転換または新株引受権行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整</p>	<p>(4) <u>引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</u></p> <p>(5) <u>引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u></p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>式に使用する時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) <u>転換により発行すべき普通株式数</u> 本優先株式の<u>転換により発行すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p>(已種第一回優先株式についての転換の定め) 第8条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する<u>転換を請求し得べき期間および転換の条件</u>は、次のとおりとする。</p> <p>1. 転換を請求し得べき期間 平成15年7月1日から平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 転換の条件 本優先株式は、下記の<u>転換の条件</u>で、当会社の普通株式に<u>転換</u>することができる。</p>	<p>行使価額が<u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該<u>引換価額または新株予約権</u>の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p><u>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> <u>本優先株式の取得と引換えに交付すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p>(已種第一回優先株式の取得請求権の内容) 第5条 己種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および<u>取得請求権の内容</u>は、次のとおりとする。</p> <p>1. 取得を請求し得べき期間 平成26年11月30日までとする。ただし、株主総会において権利行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。</p> <p>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</p>	<p>優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>イ. <u>転換価額</u> 本優先株式は、下記転換価額により、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>転換価額 = 平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の転換価額 × 1,000</p> <p>ロ. <u>転換価額の修正</u> 転換価額は、平成18年7月1日以降平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後転換価額という）に修正される。ただし、修正後転換価額が359,700円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限転換価額という）を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。 この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>転換価額の調整</u> (1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下転換価額調整式という）により調整する。ただし、転換価</p>	<p>イ. <u>引換価額</u> 本優先株式の取得と引換えに交付する当会社の普通株式の数を算出するための引換価額は、次のとおりとする。</p> <p>引換価額 = 平成18年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された定款変更の効力発生日の前日において有効な己種第一回優先株式の転換価額</p> <p>ロ. <u>引換価額の修正</u> 引換価額は、平成26年7月1日まで毎年7月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額とい）に修正される。ただし、修正後引換価額が359,700円（ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額とい）を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。 なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>引換価額の調整</u> (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の引換価額（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式とい）により調整する。ただし、引換価額調整式により計</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>額調整式により計算される<u>転換価額</u>（以下調整後転換価額という）が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。<u>転換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + 1 \text{株当たり時価}}</math>  <math display="block">= \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合  <u>調整後転換価額</u>は、株式の分割のための株主割当日の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、<u>調整後転換価額</u>は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、その証券の發</p> <p>算される<u>引換価額</u>（以下調整後引換価額という）が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後引換価額とする。<u>引換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換価額 = 調整前引換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + 1 \text{株当たり時価}}</math>  <math display="block">= \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合  <u>調整後引換価額</u>は、払込期日の翌日または<u>払込期間の末日の翌日</u>以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合  <u>調整後引換価額</u>は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合  <u>調整後引換価額</u>は、その株式また</p>		

変更前	変更後	変更の理由
<p>行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしち株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(4) 普通株式に転換または新株引受権を行使できる証券であって、転換価額または新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしち株式数は、実際に当該転換または新株引受権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額（下</p>	<p>は新株予約権の発行日に、または株主に対する割当のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしち株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(4) 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日（以下価額決定日という）の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしち株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>限<u>転換価額を含む</u>) の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する<u>転換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>転換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後<u>転換価額</u>を適用する日(ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には当該<u>証券</u>の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>転換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>転換価額</u>は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後<u>転換価額</u>を適用する前日において有効な<u>転換価額</u>とし、また、<u>転換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後<u>転換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。<u>ただし、普通株式数を決定する日が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の</u></p>	<p>(下限<u>引換価額を含む</u>) の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する<u>引換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>引換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日(ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>引換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換価額</u>は、本項ハ.に準じて調整する。</p>	
	<p>(4) <u>引換価額調整式</u>に使用する調整前引換価額は、調整後<u>引換価額</u>を適用する前日において有効な<u>引換価額</u>とし、また、<u>引換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を<u>1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) <u>転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u>            ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）              ② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円              ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に<u>転換または新株引受権を行使できる証券</u>を発行する場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額                ④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該転換価額または新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) <u>転換により発行すべき普通株式数</u>            本優先株式の<u>転換により発行すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原</u></p>	<p>(5) <u>引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</u>            ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）            ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円            ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって<u>当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）</u>を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額            ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。</p> <p><u>三. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u>            本優先株式の<u>取得と引換えに交付すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p>(第1種第一回優先株式についての転換の定め)</p> <p><u>第9条 第1種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>転換を請求し得べき期間</u> 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも転換できるものとする。</li> <li><u>転換の条件</u> 本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初転換価額 当初転換価額は、平成18年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、<u>当初転換価額が28,000円</u>(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、<u>転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)</u>の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. 転換価額の修正</p>	<p>(第1種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p><u>第6条 第1種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>取得を請求し得べき期間</u> 本優先株式は、平成18年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li><u>取得請求権の内容</u> 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成18年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、<u>当初引換価額が28,000円</u>(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、<u>当初引換価額は、かかる下限引換価額</u>とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. 引換価額の修正</p>	<p>優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するためには必要な変更をするものであります。</p>

変更前	変更後	変更の理由
<p>当初転換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後転換価額という）に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>転換価額の調整</u></p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>転換価額</u>（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下転換価額調整式という）により調整する。<u>転換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p>	<p>当初引換価額は、平成18年8月1日以降毎年8月1日（以下修正日といふ）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額といふ）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>引換価額の調整</u></p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>引換価額</u>（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下引換価額調整式といふ）により調整する。<u>引換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> $\text{調整後引換価額} = \text{調整前引換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{1\text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$ <p>① 引換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当日</u>の翌日以降、これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための<u>株主割当日</u>とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権行使できる証券（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後転換価額は、その<u>証券</u>または新株予約権の発行日に、または募集のための<u>株主割当日</u>がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割<u>当日</u>の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権行使できる証券</p>	<p>の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合 調整後引換価額は、株式の分割または株式無償割当<u>て</u>のための<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ 引換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合 調整後引換価額は、その<u>株式</u>または新株予約権の発行日に、または<u>株主</u>に対する割<u>当</u>てのための<u>基準</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される<u>株式</u>の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>基準</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）であって、普通株式の引換価</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>(新株予約権付社債を含む) であって、<u>転換価額</u>または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券または新株予約権を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしだけでなく、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する転換価額に変更される。</p> <p>(3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取</p>	<p>額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしだけでなく、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>引日の間に、当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定期株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、<u>転換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。<u>ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定期株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) <u>転換価額調整式</u>に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証</p>	<p>じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ.に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、<u>引換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、<u>株主に対する割当てのための基準日</u>がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための<u>基準日</u>がない場合は、<u>調整後引換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p> <p>(5) <u>引換価額調整式</u>に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権行使できる証券（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該<u>転換価額</u>または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された<u>転換価額</u>または行使価額が<u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該<u>転換価額</u>または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) <u>転換価額調整式</u>により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>転換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、<u>転換価額調整式</u>中の調整前<u>転換価額</u>に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(7) <u>転換により発行すべき普通株式数</u> 本優先株式の<u>転換により発行すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	<p>を請求できる<u>取得請求権付株式</u>または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）</p> <p>④ 前記(1)④号の決定された<u>普通株式の引換価額</u>または新株予約権の行使価額が<u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該<u>引換価額</u>または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) <u>引換価額調整式</u>により算出された調整後<u>引換価額</u>と調整前<u>引換価額</u>との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>引換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>引換価額</u>の調整を必要とする事由が発生し、<u>引換価額</u>を算出する場合には、<u>引換価額調整式</u>中の調整前<u>引換価額</u>に代えて調整前<u>引換価額</u>からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換価額</u>の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p><u>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
$\frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。}}$ <p>(第2種第一回優先株式についての転換の定め)</p> <p>第10条 第2種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次のとおりとする。</p> <p>1. 転換を請求し得べき期間 本優先株式は、平成20年7月1日以降いつでも転換できるものとする。</p> <p>2. 転換の条件 本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</p> <p>イ. 当初転換価額 当初転換価額は、平成20年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が20,000円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限転換価額という)を下回る場合は、当初転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のな</p>	$\frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{取得と引換えに交付すべき}}{\text{引換価額}}$ <p>(第2種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第7条 第2種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成20年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成20年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が20,000円(ただし、下記ハ.により調整する。以下下限引換価額という)を下回る場合は、当初引換価額は、かかる下限引換価額とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のな</p>	優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>い日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. <u>転換価額の修正</u></p> <p>当初転換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後転換価額という）に修正される。ただし、修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限転換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>転換価額の調整</u></p> <p>(1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>転換価額</u>（下限転換価額を含む）を次に定める算式（以下<u>転換価額調整式</u>という）により調整する。<u>転換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後転換価額 = 調整前転換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}</math></p>	<p>い日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. <u>引換価額の修正</u></p> <p>当初引換価額は、平成20年11月1日以降毎年11月1日（以下修正日という）に、修正日現在における時価（以下修正後引換価額という）に修正される。ただし、修正後引換価額が下限引換価額を下回る場合は、修正後引換価額は、かかる下限引換価額とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>引換価額の調整</u></p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>引換価額</u>（下限引換価額を含む）を次に定める算式（以下<u>引換価額調整式</u>という）により調整する。<u>引換価額調整式</u>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後引換価額 = 調整前引換価額 ×  <math display="block">\frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{1\text{株当たり時価}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}}</math></p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>① <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後<u>転換価額</u>は、払込期日の翌日以降、または<u>募集</u>のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合</p> <p>調整後<u>転換価額</u>は、株式の分割のための<u>株主割当</u>日の翌日以降、これを適用する。ただし、<u>配当可能利益</u>から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための<u>株主割当</u>日とする場合には、調整後<u>転換価額</u>は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。</p> <p>③ <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権行使できる証券（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後<u>転換価額</u>は、その<u>証券</u>または新株予約権の発行日に、または<u>募集</u>のための<u>株主割当</u>日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその<u>割当</u>日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該<u>転換</u>または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式</p>	<p>① <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合</p> <p>調整後<u>引換価額</u>は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または<u>株主</u>に対する割当のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合</p> <p>調整後<u>引換価額</u>は、株式の分割または株式無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合</p> <p>調整後<u>引換価額</u>は、その<u>株式</u>または新株予約権の発行日に、または<u>株主</u>に対する割当のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取</p>	

変更前	変更後	変更の理由
数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。	得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。	
<p>④ <u>当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を含む)</u>であって、<u>転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されおらず、後日一定の日(以下価額決定日という)</u>の時価を基準として決定されるものとされている証券または新株予約権を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が<u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしつ株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p>	<p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合</p> <p>調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されてこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなしつ株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p>	
<p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する転換価額に変更される。</p> <p>(3) 転換価額調整式に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引</p>	<p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受けた者)が適当と判断する引換価額に変更される。</p> <p>(3) 引換価額調整式に使用する時価は、調整後引換価額を適用する日(ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該転換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む）については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</p> <p>(5) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以</p>	<p>所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む）の平均値（終値のない日数を除く）とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該引換価額の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後引換価額は、本項ハ.に準じて調整する。</p> <p>(4) 引換価額調整式に使用する調整前引換価額は、調整後引換価額を適用する前日において有効な引換価額とし、また、引換価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後引換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数（自己株式である普通株式の数を除く）とする。</p> <p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、</p> <p>① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記①②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記①③号の時価を下回る価額をもって<u>普通株式に転換できる証券</u>または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは<u>新株予約権行使できる証券</u>(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)</p> <p>④ 前記①④号の決定された<u>転換価額</u>または行使価額が<u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る場合には、当該<u>転換価額</u>または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 転換価額調整式により算出された調整後<u>転換価額</u>と調整前<u>転換価額</u>との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>転換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後<u>転換価額</u>の調整を必要とする事由が発生し、<u>転換価額</u>を算出する場合には、<u>転換価額調整式</u>中の調整前<u>転換価額</u>に代えて調整前<u>転換価額</u>からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の<u>営業年度</u>にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>転換価額</u>の調整を必要とする事由が發</p>	<p>する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)</p> <p>② 前記①②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円</p> <p>③ 前記①③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)</p> <p>④ 前記①④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額(新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額)をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後<u>引換価額</u>と調整前<u>引換価額</u>との差額が1,000円未満にとどまるときは、<u>引換価額</u>の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、<u>引換価額</u>を算出する場合には、<u>引換価額調整式</u>中の調整前<u>引換価額</u>に代えて調整前<u>引換価額</u>からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の<u>事業年度</u>にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に<u>引換価額</u>の調整を必要とする事由が發</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(7) 転換により発行すべき普通株式数 本優先株式の転換により発行すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</p>	<p>生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p>ニ. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数 本優先株式の取得と引換えに交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$	
<p>(第3種第一回優先株式についての転換の定め)</p> <p>第11条 第3種第一回優先株式について、第16条に規定する転換を請求し得べき期間および転換の条件は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 転換を請求し得べき期間 本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも転換できるものとする。</li> <li>2. 転換の条件 本優先株式は、下記の転換の条件で、当会社の普通株式に転換することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初転換価額 当初転換価額は、平成22年7月1日(以下転換開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初転換価額が17,000円(ただし、下記ハ.により調整する。以下</p>	<p>(第3種第一回優先株式の取得請求権の内容)</p> <p>第8条 第3種第一回優先株式について、第16条に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 取得を請求し得べき期間 本優先株式は、平成22年7月1日以降いつでも取得を請求できるものとする。</li> <li>2. 取得請求権の内容 本優先株式を有する優先株主は、取得を請求し得べき期間中、当該優先株主の有する本優先株式を当会社が取得し、これと引換えに、以下により算出される数の当会社の普通株式を交付することを請求することができる。</li> </ol> <p>イ. 当初引換価額 当初引換価額は、平成22年7月1日(以下取得開始期日という)現在における普通株式の時価とする。ただし、当初引換価額が17,000円(ただし、下記ハ.により調整する。以下</p>	優先株主の転換請求権を、優先株式の取得と引換えに普通株式の交付を請求する権利として実質的に維持するために必要な変更をするものであります。

変更前	変更後	変更の理由
<p>下限<u>転換価額</u>という)を下回る場合は、当初転換価額は、かかる下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、転換開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. <u>転換価額の修正</u> 当初<u>転換価額</u>は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日といふ)に、修正日現在における時価(以下修正後転換価額といふ)に修正される。ただし、修正後転換価額が下限<u>転換価額</u>を下回る場合は、修正後転換価額は、かかる下限<u>転換価額</u>とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>転換価額の調整</u> (1) 本優先株式発行後次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下転換価額調整式といふ)により調整する。転換価額調整式</p>	<p>下限<u>引換価額</u>という)を下回る場合は、当初<u>引換価額</u>は、かかる下限<u>引換価額</u>とする。この場合に使用する時価は、取得開始期日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ロ. <u>引換価額の修正</u> 当初<u>引換価額</u>は、平成23年5月1日以降毎年5月1日(以下修正日といふ)に、修正日現在における時価(以下修正後引換価額といふ)に修正される。ただし、修正後<u>引換価額</u>が下限<u>引換価額</u>を下回る場合は、修正後<u>引換価額</u>は、かかる下限<u>引換価額</u>とする。</p> <p>この場合に使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>なお、上記45取引日の間に後記ハ.に規定の事由が生じた場合においては、上記の時価は、ハ.に準じて調整される。</p> <p>ハ. <u>引換価額の調整</u> (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、前記イ.またはロ.の<u>引換価額</u>(下限<u>引換価額</u>を含む)を次に定める算式(以下<u>引換価額調整式</u>といふ)により調整する。<u>引換価額調整式</u>の計算について</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>の計算については、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後<u>転換価額</u>=調整前<u>転換価額</u> ×  <math display="block">\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合</p> <p>調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、または募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② 株式の分割により普通株式を発行する場合            調整後転換価額は、株式の分割のための<u>株主割当日</u>の翌日以降、これを適用する。<u>ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。</u></p> <p>③ <u>転換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって<u>当会社の普通株式に転換できる証券</u>または<u>当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権</u>もしくは<u>新株予約権</u>を行使できる<u>証券</u>(<u>新株予約権付社債を含む</u>)を発行する場合            調整後転換価額は、<u>その証券</u>または<u>新株予約権</u>の発行日に、または募集のための<u>株主割当日</u>がある場合はその日の終わりに、発行され</p>	<p>は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。</p> <p>調整後<u>引換価額</u>=調整前<u>引換価額</u> ×  <math display="block">\frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}</math></p> <p>① <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行<u>または自己株式である普通株式を処分</u>する場合            調整後引換価額は、払込期日の翌日または払込期間の末日の翌日以降、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>② <u>株式の分割または株式無償割当</u>により普通株式を発行する場合            調整後引換価額は、株式の分割または<u>株式無償割当</u>のための基準日の翌日以降、これを適用する。</p> <p>③ <u>引換価額調整式</u>に使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)を発行する場合            調整後引換価額は、<u>その株式</u>または<u>新株予約権</u>の発行日に、または株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の終わり</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>る証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその割当日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権を行使できる証券(新株予約権付社債を含む)であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている証券または新株予約権を発行した場合において、決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該転換または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受</p>	<p>に、発行される株式の全部が取得されこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降、またはその基準日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>④ 当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権(新株予約権付社債を含む)であって、普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず、後日一定の日(以下価額決定日という)の時価を基準として決定されるものとされている株式または新株予約権を発行した場合において、決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合 調整後引換価額は、当該価額決定日に残存する株式の全部が取得されこれと引換えに普通株式が交付され、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降、これを適用する。以降の調整において、かかるみなし株式数は、実際に当該取得または新株予約権の行使がなされた結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。</p> <p>(2) 前記(1)各号に掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により引換価額(下限引換価額を含む)の調整を必要とする場合は、取締役会(または取締役会の委任を受</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>けた者)が適当と判断する<u>転換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>転換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、前記(1)(2)号ただし書きの場合には株主割当日、また、前記(1)(3)号の場合には当該証券または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>転換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後転換価額は、本項ハ.に準じて調整し、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む)については、時価の計算においてこれを1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(4) <u>転換価額調整式</u>に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、<u>転換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日の、または株主割当日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数とする。ただし、普通株式数を決定する日が、平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までの日であるときは、当該日における既発行の普通株式数</p>	<p>けた者)が適当と判断する<u>引換価額</u>に変更される。</p> <p>(3) <u>引換価額調整式</u>に使用する時価は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日(ただし、前記(1)(3)号の場合には当該株式または新株予約権の発行日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、当該<u>引換価額</u>の調整をもたらす事由が生じた場合においては、調整後<u>引換価額</u>は、本項ハ.に準じて調整する。</p> <p>(4) <u>引換価額調整式</u>に使用する調整前引換価額は、調整後<u>引換価額</u>を適用する前日において有効な<u>引換価額</u>とし、また、<u>引換価額調整式</u>に使用する既発行の普通株式数は、株主に対する割当てのための基準日がある場合はその日の、または株主に対する割当てのための基準日がない場合は、調整後<u>引換価額</u>を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(自己株式である普通株式の数を除く)とする。</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p><u>を1,000で除した数を転換価額調整式において使用するものとする。</u></p> <p>(5) 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、      ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）      ② 前記(1)②号の株式分割により普通株式を発行する場合には、0円      ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって普通株式に転換できる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権行使できる証券（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）      ④ 前記(1)④号の決定された転換価額または行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、転換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を</p>	<p>(5) 引換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、      ① 前記(1)①号の時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または自己株式である普通株式を処分する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）      ② 前記(1)②号の株式分割または株式無償割当てにより普通株式を発行する場合には、0円      ③ 前記(1)③号の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる取得請求権付株式または新株予約権（新株予約権付社債を含む）を発行する場合には、当該株式の取得と引換えに交付される普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）      ④ 前記(1)④号の決定された普通株式の引換価額または新株予約権の行使価額が引換価額調整式に使用する時価を下回る場合には、当該引換価額または新株予約権の行使価額（新株予約権の発行価額が無償でない場合は、行使価額に発行価額を加算した額）をそれぞれいうものとする。</p> <p>(6) 引換価額調整式により算出された調整後引換価額と調整前引換価額との差額が1,000円未満にとどまるときは、引換価額の調整は、これを行わない。ただし、その後引換価額の調整を必要とする事由が発生し、引換価額を算出する場合には、引換価額調整式中の調整前引換価額に代えて調整前引換価額からこの差額を差し引いた額を</p>	

変更前	変更後	変更の理由
<p>使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の営業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に転換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p>(7) <u>転換により発行すべき普通株式数</u> 本優先株式の<u>転換により発行すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{転換により発行すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$ <p><u>転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数を生じたときは、1株の1,000分の1の整数倍にあたる端数は、端株原簿に記載または記録し、1株の1,000分の1未満の端数については、これを切り捨てる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>使用する。</p> <p>なお、かかる差額が平成17年3月31日終了の事業年度にかかる定時株主総会において決議された株式の併合の効力発生日の前日までに生じたものである場合で、当該株式の併合の効力発生日以降に引換価額の調整を必要とする事由が発生した場合には、当該差額を1,000倍して使用するものとする。</p> <p><u>二. 本優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数</u> 本優先株式の<u>取得と引換えに交付すべき</u>当会社の普通株式数は、次のとおりとする。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき本優先株式の発行価額総額}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{本優先株主が取得を請求した本優先株式の発行価額総額}}{\text{引換価額}}$ <p><u>(第9種優先株式の取得請求権の内容)</u> <u>第9条 第9種優先株式について、第16条の2に規定する取得を請求し得べき期間および取得請求権の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>1. 第9種優先株式の取得請求権</u> 第9種優先株主は、下記2.に定める取得を請求し得べき期間中、当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる。第9種優先株主によりかかる請求がなされた場合、当会社は、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産</p>	第9種優先株式の取得請求権の内容について定めるものであります。

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>を交付する。</u></p> <p><u>2. 取得を請求し得べき期間</u>  <u>第9種優先株主が当会社に対して当該第9種優先株主の有する第9種優先株式を取得することを請求することができる期間は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日以降の期間とする。</u></p> <p><u>3. 取得と引換えに交付すべき財産</u>  <u>当会社は、第9種優先株主が取得請求権を行使した場合、当該第9種優先株主の有する第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、当該第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額を下記4.に定める引換価額で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。なお、第9種優先株式を取得するのと引換えに交付すべき普通株式数の算出にあたり、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。</u></p> <p><u>4. 引換価額および下限引換価額</u>  <u>引換価額および下限引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</u>  <u>引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限引換価額を下回るときは、引換価額は下限引換価額に修正される。また、引換価額および下限引換価額は、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額によ</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
	<p>る当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p> <p>5. 取得請求権の行使の条件  <u>第9種優先株主は、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）が一定の価額（第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される）を超えない限り、取得請求権を行使することができない。</u></p>	
(新設)	<p>(第9種優先株式の取得条項の内容)  <u>第10条 第9種優先株式について、第17条の3に規定する取得条項の内容は、次のとおりとする。</u></p> <p>1. 第9種優先株式の全部または一部の取得  <u>当会社は、下記2.に定める取得日において、第9種優先株式の全部または一部を取得することができる。この場合、当会社は、第9種優先株式を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、下記3.に定める財産を交付する。</u>  <u>当会社が第9種優先株式の一部を取得することとするときは、当会社の代表執行役が抽選によってその取得する第9種優先株式を決定する。</u></p> <p>2. 取得事由  <u>会社法第168条第1項に従って代表執行役が別に定める日（ただし、第9種優先株式の発行に先立って取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、以下当初取得日という）が到来することをもって、当会社が第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とする。なお、当会社が当初取得日後のある時点において残存する第9種優先株式の全部または一部を取得する場合には、会社法第</u></p>	第9種優先株式の取得条項の内容について定めるものであります。

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>168条第1項に従って代表執行役が別に定める当初取得日後の日（ただし、第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議をもって定める日を除く日とし、当初取得日とあわせて以下取得日という）が到来することをもって、当該第9種優先株式の全部または一部を取得する事由とし、その後も同様とする。</u></p> <p><u>3. 取得と引換えに交付すべき財産</u>  <u>当会社は、第9種優先株式1株を取得するのと引換えに、第9種優先株主に対して、第9種優先株式の払込金額相当額の金銭、および、当会社の普通株式の時価（第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議をもって定める算定方法によって算出される。以下取得条項発動時株価という）が下記4. に定める強制引換価額を上回る場合には、強制取得パリティ額から払込金額相当額を差し引いた額を取得条項発動時株価で除して得た数の当会社の普通株式を交付する。</u>  <u>「強制取得パリティ額」とは、取得条項発動時株価を下記4. に定める強制引換価額で除し、第9種優先株式の払込金額相当額を乗じて得た額をいう。</u></p> <p><u>4. 強制引換価額および下限強制引換価額</u>  <u>強制引換価額および下限強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議をもって定める方法によって決定される価額とする。ただし、当初強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議をもって定める方法によって算出される普通株式の時価の100%を下回らないものとする。</u>  <u>強制引換価額は、当会社の普通株式の時価を基準として第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議を</u></p>	

変更前	変更後	変更の理由
	<p><u>もって定める方法により修正される。ただし、当該方法により算出された価額が下限強制引換価額を下回るときは、強制引換価額は下限強制引換価額に修正される。</u>また、強制引換価額および下限強制引換価額は、第9種優先株式の発行に先立つて取締役会の決議をもって定める場合、時価を下回る払込金額による当会社の普通株式の募集その他当該決議をもって定める一定の場合に、当該決議により定める方法で調整される。</p>	

以上